

西東京市教育支援推進プラン

～ 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて ～

平成 26 年度～平成 30 年度

平成 26 年 5 月
西東京市教育委員会

はじめに

西東京市では、平成 26 年度からの「西東京市第 2 次総合計画」において、「学校教育の充実」を掲げるとともに、「西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」の基本方針の一つに、「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」を位置づけました。このことにより、通常の学級での支援、通級指導や特別支援学級における教育活動、教育相談などを充実させ、一人ひとりの教育的ニーズにこたえてまいります。

子どもたちが豊かに育っていくためには、一人ひとりにあわせた丁寧な対応が必要です。平成 24 年度の文部科学省の調査では、特別な支援を要する児童・生徒が通常の学級に 6.5% 在籍しているという結果でした。すなわち、40 人学級では 1 クラスに 2、3 人の特別な支援を要する児童・生徒が在籍していることを示しました。小・中学校の教育現場からは、様々な要因が錯綜した困難な事例の増加も報告されており、個別の教育支援の必要性がますます高まっていることは明らかです。また、支援が必要な状況が周囲から見えにくく、ある程度学年が進み、学習面でも人間関係面でも複雑になってきてから顕在化してくることや、問題が深刻化した後に表面化することもしばしば見られます。そのため、早期に的確に課題を把握することが大切であり、学校で指導を進めていく中での教員による「気づき」や家庭、保育園や幼稚園等就学前機関からの情報を確実にとらえて対応していくことが重要です。

西東京市教育委員会では、これらの状況について教育全体の課題として受け止め、本市としての方向性を示していく必要があるとの認識のもと、西東京市特別支援教育検討委員会において課題を整理・検証してまいりました。そこでは、本市の特別支援教育の仕組みと内容・方法を考えるとともに、教育計画に反映することを目的として検討を重ねました。教育計画では、通常の学級での支援の充実、通級指導、特別支援学級等における支援体制や教育内容の整備、教育相談等の充実や部局横断型のネットワークによる支援の継続、教員の専門性向上を目指した研修の充実等、様々な課題について取り組むことを掲げています。平成 26 年 2 月 15 日には、市民の皆さまを対象とした説明会を開催し、そこでいただいたご意見も反映させて、具体的な施策を本プランにまとめました。

今後も、保護者、市民の皆さま及び関係機関の皆さまには、「一人ひとりを大切にする教育」の理念についてご理解いただき、本市の教育支援の推進にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

西東京市教育委員会

特別支援教育から教育支援へ

「特殊教育」から「特別支援教育」への転換により、通常の学級における教育的支援が重視されるようになってきました。通常の学級においては、障害の有無はもちろん、心理的要因や環境的要因等、多角的な視点を持って、すべての子どもに対して、丁寧なアセスメント（評価）に基づく一人ひとりの教育的ニーズの把握が求められます。その上で適切な教育的支援を行っていくという考えから、本市においては「特別」ではない「教育支援」を推進していくことをめざした「教育支援推進プラン」を作成しました。

目次

第1章 プランの背景	
1 国、東京都、西東京市の動向	1
2 西東京市における教育支援の現状	7
3 発達障害に関する教育の問題及び背景	13
第2章 西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方	
1 西東京市教育支援推進プランの位置づけ	15
2 西東京市教育支援推進プランの期間	16
3 西東京市教育支援推進プランの基本方針	17
基本方針1 通常の学級での個に応じた支援の充実	17
基本方針2 特別支援学級の発展と充実	17
基本方針3 教育相談の発展的展開	20
基本方針4 教育実践を支える情報活用と研修等の充実	21
第3章 具体的な施策展開	
1 通常の学級での個に応じた支援の充実（基本方針1に係る施策）	
(1) 各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築	22
(2) 多様な教育資源の充実	23
2 特別支援学級の発展と充実（基本方針2に係る施策）	
(1) 知的障害教育の充実と学級の整備	24
(2) 自閉症教育の充実と学級の整備	24
(3) 情緒障害教育の充実と学級の整備	25
(4) 副籍制度による交流等の実施の支援	25
3 教育相談の発展的展開（基本方針3に係る施策）	
(1) 相談機能の充実	25
(2) 部局横断的ネットワークの充実	26
4 教育実践を支える情報活用と研修等の充実（基本方針4に係る施策）	
(1) 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展	27
第4章 おわりに	28
資料編	30

《用語解説》

用語解説は次のように表示しています。

例・・・¹中央教育審議会、²特別支援教育

第1章 プランの背景

1 国、東京都、西東京市の動向

(1) 国の動向

平成17年12月、¹中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、「障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念及び制度改正の方向性が示されました。これに基づき国は、平成18年6月に「学校教育法」の一部改正を行い、平成19年度を節目として、従来の障害の程度等に応じて特別な場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「²特別支援教育」への転換を図りました。

その後、文部科学省は、政府の障害者制度改革の動きにより中央教育審議会に、平成22年7月「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、平成24年7月に「共生社会の形成に向けた³インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめました。

「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。このような社会の形成に向けて、特別支援教育を着実に進めていく必要があると述べられています。インクルーシブ教育システムにおいては、個別の教育的ニーズを見据えて、最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、小・中学校における通常の学級、通級指導、⁴特別支援学級、⁵特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。

(2) 東京都の動向

東京都では、国の動向を踏まえて、社会的自立を図る力や地域の一員として生きていく力を育て、共生社会の実現に貢献するために、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備や適切な就学の推進が大切であるとの認識を明確にしながら、東京都特別支援教育推進計画第一次（平成16年度～19年度）及び第二次（平成20年度～22年度）実施計画を策定し、特別支援教育体制の整備や個に応じた教育内容の充実を図ってきました。その後、平成22年11月「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画～すべての学校における特別支援教育の推進を目指して～」(3年延長して平成23年度～平成28年度)を策定し、特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかに

しました。区市町村における特別支援教育推進体制の整備については、下記枠内のおり提起されています。

I 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対して

1. 新たな特別支援教育推進体制（重層的な支援体制）整備の基本的な考え方

- ・すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の計画的な配置
- ・「重層的な支援体制」の確立
(通常の学級、特別支援教室、通級指導学級および固定学級の役割分担の明確化)
⇒発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学の一層の推進を図る

2. 特別支援教室、通級指導学級、固定学級それぞれの機能

①特別支援教室

- ・通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の一部または全部を担う機能
- ・在籍学級におおむね適応しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う機能
- ・通級指導の終了に向けた計画的指導の場としての機能

②通級指導学級

- ・特別支援教室への、巡回指導・相談の拠点校としての機能と小集団指導を行う拠点校としての機能

③固定学級（自閉症・情緒障害特別支援学級）

- ・通級による指導では学習又は生活上の困難を改善・克服することが難しいと思われる児童・生徒に対する教育的支援

3. 在籍校・在籍学級及び区市町村教育委員会の役割

- ・知的な遅れのない発達障害の児童・生徒の在籍学級・在籍校における指導体制や指導内容・方法の工夫や改善
- ・「重層的な支援体制」を十分機能させていくために、都教育委員会と緊密な連携を図りながら、特別支援学級の適正規模の配置や教員及び学校の専門性の向上に努める必要がある

4. 特別支援教室モデル事業（小学校で3か年計画）の実施

II 特別支援学級の指導内容・方法の充実

- ・学級数・在籍者の増加傾向、指導力のある教員の減少、教員の専門性の向上は極めて緊急性の高い課題
- ・具体的な支援方を検討する必要がある
⇒自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程、情緒障害等通級指導学級の教育課程、知的障害特別支援学級の教育内容・方法の充実、交流及び共同学習の推進

III 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援

- ・新個別指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用、進級進学にあたっての意向支援の機能強化（福祉部局との連携）
- ・国の動向を注視しながらも、適切な就学の更なる推進に向けて、市町村への支援策を講じる

東京都では、この「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、平成23年度から、自閉症・情緒障害学級の指導内容の研究・開発事業や、⁶発達障害の児童・生徒の指導方法の研究・開発事業、⁷個別の教育支援計画の充実事業等を、平成24年度からは3年間にわたって、特別支援教室モデル事業等を実施してきています。その結果から様々な課題も見えてきており、今後の研究の必要性が提示されています。

また、⁸副籍制度については、アンケート調査を実施し、基本的考え方を示しています。今後の方向性として、共生地域の実現や、つながりを確かなものとする制度及び内容の充実、つながりを支える人々への理解推進の充実などを提示しています。

(3) 西東京市の動向

西東京市教育委員会では、国、東京都の動向を踏まえて、平成 18 年 9 月に西東京市特別支援教育庁内検討委員会を設置し、西東京市の特別支援教育の方向性を明確にするとともに、施策の体系化を図りました。

また、平成 21 年 4 月には西東京市特別支援教育検討部会を設置し、「西東京市における特別支援教育～現状・課題と今後の取組～」(平成 22 年 3 月)を作成し、個別の教育支援計画作成の推進、⁹特別支援教育コーディネーターによる校内連携の充実、教育委員会などによるサポート機能の有効活用を示し、西東京市の特別支援教育の基本的な考え方及び具体的取組の方向性について明確にしました。さらに、平成 22 年 4 月の組織改正により教育支援課を新設し、その後、平成 22 年 8 月には西東京市特別支援教育検討委員会(以下検討委員会)を設置し、西東京市の特別支援教育に関する取組の検証等を行ってきました。

平成 23 年 3 月の¹⁰専門家チーム会議においては、社会の変化や発達障害に関する理解の広がりや制度改正の中、様々な背景から特別な支援を要する児童・生徒の増加している状況、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備や¹¹特別支援教室構想等を踏まえた上で、現在の特別支援学校高等部の状況や教育と福祉の行政サービスの現状、西東京市で実績を積み重ねてきた情緒障害の固定制特別支援学級の今後のあり方等、当市の課題として取り組むべきことが議論されました。その結果、通常の学級においては特別支援教室構想を視野に入れた校内委員会の強化や¹²通級指導学級(「通級」と呼ぶ)のあり方、今後の固定制特別支援学級のあり方を研究・検討していく必要性が明確になりました。

そこで、平成 24 年 4 月、検討委員会に市内の教員を委員とした作業部会を設置し、数回にわたり専門家チーム会議において助言をいただきながら、平成 25 年 4 月に「西東京市特別支援教育検討委員会、平成 24 年度における検討経過報告書」をまとめました。その中で、①統一様式(¹³教育支援ツール)と市教育委員会専門家派遣の必要性、②発達障害に対する教育の問題及び背景を踏まえた固定制の特別支援学級の今後のあり方、③固定制の特別支援学級の増設について、一定の方向性を示しました。また、今後の検討課題として、①通常の学級における個に応じた支援の充実、②固定制の特別支援学級、通級の内容の充実と条件整備、③「特別支援教育」、「個に応じた教育支援」、「障害」などに関する理解啓発

の必要性、④特別支援プロジェクト構想（乳幼児期から教育、就労、生活、老後などの一生をとらえた連続した支援）に向けての教育委員会としての検討の必要性、などを明確にしました。

今後は、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもに対して一人ひとりに必要な教育支援を行うことを基本的な考え方としていきます。教育支援ツールを活用することにより、教員が子どもを多角的、総合的にとらえて課題を把握し、教育相談や生活指導の取組、福祉的問題への対応などとも強く関連付け、適切な教育的支援を行えるようにしていくことが必要です。各課題への取組は、平成26年度から始まる西東京市第2次総合計画及び西東京市教育計画に反映させ、同時に、その具体的な展開を示すために「西東京市教育支援推進プラン」を策定することになりました。

これまでの検討の流れを以下に記載します。

① 教育委員会の特別支援教育に関する流れ

年 月	設置組織／施策	実施内容
平成18年9月	「西東京市特別支援教育庁内検討委員会」設置	
	「西東京市における特別支援教育の実施について」平成19年3月	西東京市の特別支援教育の方向性、施策の体系等のまとめ、枠組みの構築 ・個別指導計画の作成・校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーター研修の開催 ・中学校通級の開設・専門家チーム設置 ・学校支援アドバイザーの派遣 ・指導補助員の導入
平成21年4月	「西東京市特別支援教育検討部会」設置	
	「西東京市における特別支援教育～現状・課題と今後の取組～」平成22年3月	・一貫性のある継続的な教育 ・学校（教員）の組織的対応と一層の資質向上 ・教育委員会による支援体制を整備
平成22年4月	教育支援課の設置	
平成22年8月	「西東京市特別支援教育検討委員会」設置	
	現状把握と課題検討、作業部会の設置	・A作業部会：通常の学級における、個に応じた教育の充実のため、担任個人や学校独自だけでなく、市教育委員会が学校を支援していく仕組みの検討とあわせて、個別の教育支援計画等の様式を市内全校で統一した場合の統一様式案の検討を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・B作業部会：自閉症教育の考え方を整理して、固定制の特別支援学級のあり方を検討する。 ・b作業部会：現在設置されている固定制の特別支援学級の現状や在籍児童・生徒の増加等の状況を検証し、喫緊の課題である固定制の特別支援学級の増設について検討する。
平成24年4月	「西東京市特別支援教育検討委員会作業部会」開始	
	「西東京市特別支援教育検討委員会、平成24年度における検討経過報告書」平成25年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援ツール（個別の教育支援計画や個別指導計画等の全市統一様式）の開発と市教育委員会専門家派遣の仕組（システム）の整備 ・発達障害に対する教育の問題及び背景に基づき、「自閉症」「情緒障害」「知的障害」それぞれに対する教育のあり方の検討 ・固定制の特別支援学級不足の問題の背景と現状分析、新設の検討と具体化

② 西東京市の計画による特別支援教育等に関する流れ

年 月	策定計画	記載項目
平成21年4月	総合計画（後期基本計画）平成21年度～平成25年度	<p>創2-3 学校教育の充実</p> <p>「一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします」</p> <p>創2-3-1「学校教育環境全般の向上に取り組みます」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の有る児童・生徒の教育ニーズにこたえ、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長するよう特別支援教育の充実、推進に努めていきます。 <p>○教育ニーズに応じた多様な教育の展開</p> <p>○通級学級の開設</p> <p>創2-3-3「教育相談機能の充実を進めます」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校等の学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み等に対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピー等を行います。 ・教育相談員が派遣されている小学校への東京都公立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・

		<p>中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を目指します。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不適應、非行等の予防・早期対応に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域・その他の関係機関との相談機能ネットワークを活用して、多様化する相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、子どもや保護者への支援を行います。 ・不登校児童・生徒への対応として、教育相談センターでのカウンセリング及びスキップ教室（適應指導教室）での指導の充実を図ります。また、不登校対策委員会を設置し、小・中連携の強化を図って不登校未然防止に努めます。 ・発達段階初期の乳幼児期から相談を受けるとともに、乳幼児期における関係機関との連携を強化することにより、就学支援が円滑に行えるようにします。 <p>○教育相談の充実 ○スクールカウンセラーの配置 ○不登校児童・生徒への対応の充実</p>
<p>教育計画（平成 21 年度～平成 25 年度）</p>		<p>2「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて</p> <p>(4)教育相談機能の充実を図ります！</p> <p>①カウンセリング機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談機能の充実 ・専門性向上のための研修の実施 ・関係機関との連携 ・スクールカウンセラーの配置 <p>②不登校児童・生徒への対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策委員会における検討 ・中1 不登校未然防止の取組 ・適應指導教室の充実 <p>(5)特別支援教育の充実を図ります！</p> <p>①ニーズに応じた多様な教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターの指名・養成 ・校内委員会の整備・活用 ・専門家による相談・助言・指導

		<ul style="list-style-type: none"> ・「個別指導計画」「個別の教育支援計画」の作成 ・指導体制の整備 ・副籍制度による交流、共同作業の実施の支援・推進 ②特別別支援学級の整備 ・特別支援学級（固定学級）の整備 ・通級指導学級の整備
--	--	--

2 西東京市における教育支援の現状

(1) 通常の学級の現状

年 度	教育相談センターによる学校支援体制
昭和 51 年	旧田無市／学校を訪問する「動く相談室」開始
平成 9 年	旧田無市／市立中学校への訪問教育相談開始、(国)スクールカウンセラー開始 旧保谷市／拠点校方式による(国)スクールカウンセラー開始
平成 10 年	旧田無市・旧保谷市／市立中学校への(都)スクールカウンセラー、心の教室相談員配置の開始
平成 11 年	旧田無市／全市立中学校に(国・都)スクールカウンセラーまたは心の教室相談員の配置、市立小学校への学校訪問教育相談開始 旧保谷市／全市立中学校に(国・都)スクールカウンセラーまたは心の教室相談員の配置、教育相談員による出張相談開始
平成 13 年	全市立中学校への(国・都)スクールカウンセラーの配置（心の教室相談員の廃止） 全市立小学校への学校訪問教育相談事業（教育相談員の毎週派遣）開始
平成 14 年	小学校訪問教育相談事業の拡大（教育相談員の隔週派遣とスクールピアの毎週派遣）
平成 18 年	全市立小学校へ心理カウンセラー（教育相談員）の毎週派遣（スクールピア廃止）
平成 19 年	学習支援員を小1の児童数が35人以上の学級を擁する小学校に配置する 専門家チーム、学校支援アドバイザー派遣の開始、指導補助員派遣の試行開始
平成 20 年	小学校2校への(都)スクールカウンセラー配置（H23年から6校に）
平成 22 年	指導補助員派遣の本格実施
平成 25 年	全市立小学校への(都)スクールカウンセラーの配置。全市立小学校への心理カウンセラーの派遣を隔週とし、名称・役割を巡回相談員に変更

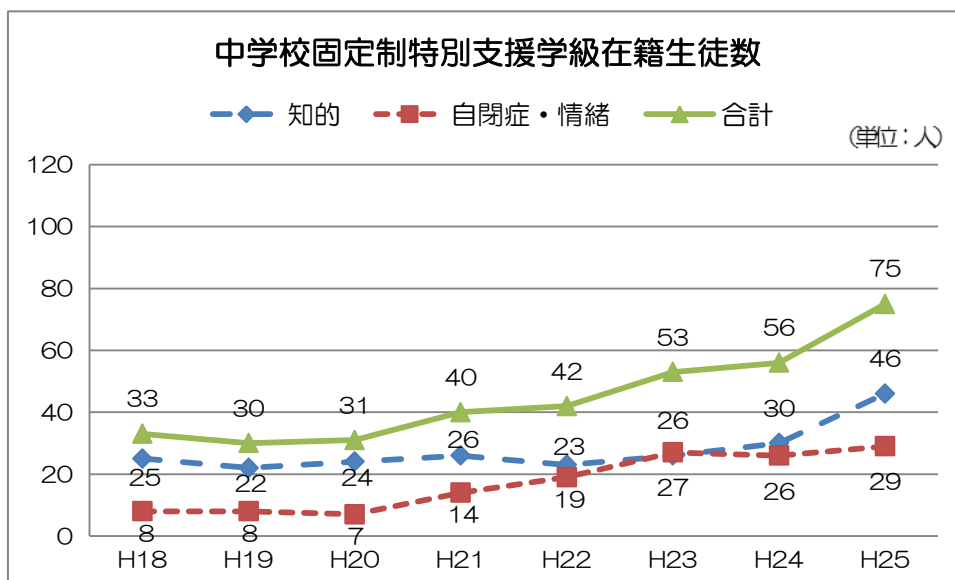
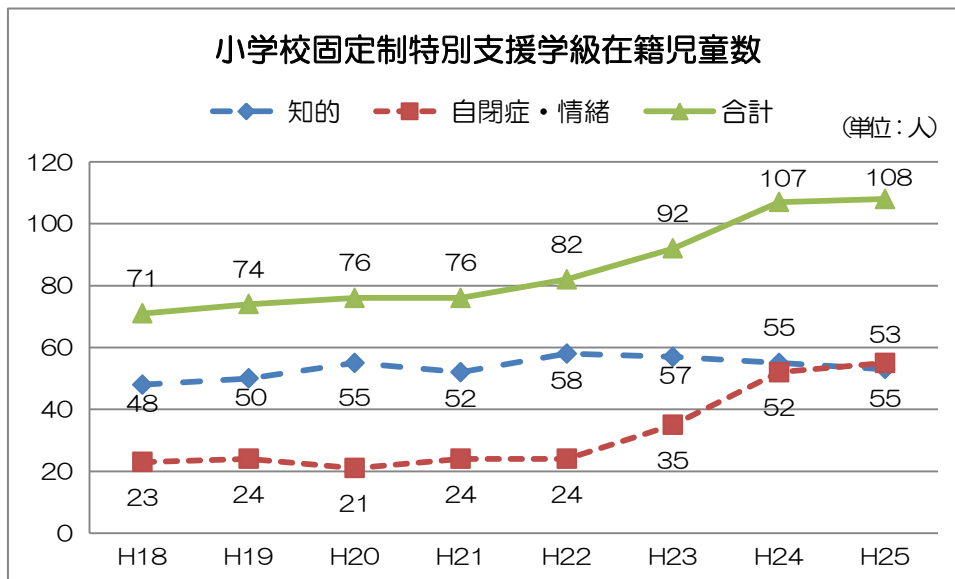
(2) 特別支援学級の現状

当市では、各学校の状況や計画に基づき特別支援学級の設置を進めてきました。次の表は、平成 26 年 4 月現在の市立小・中学校特別支援学級（固定制・通級）の設置状況、及び、平成 18 年度以降の固定制の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移を示したものです。

市立小・中学校特別支援学級（固定制・通級）の設置状況（表中の年は設置年度）

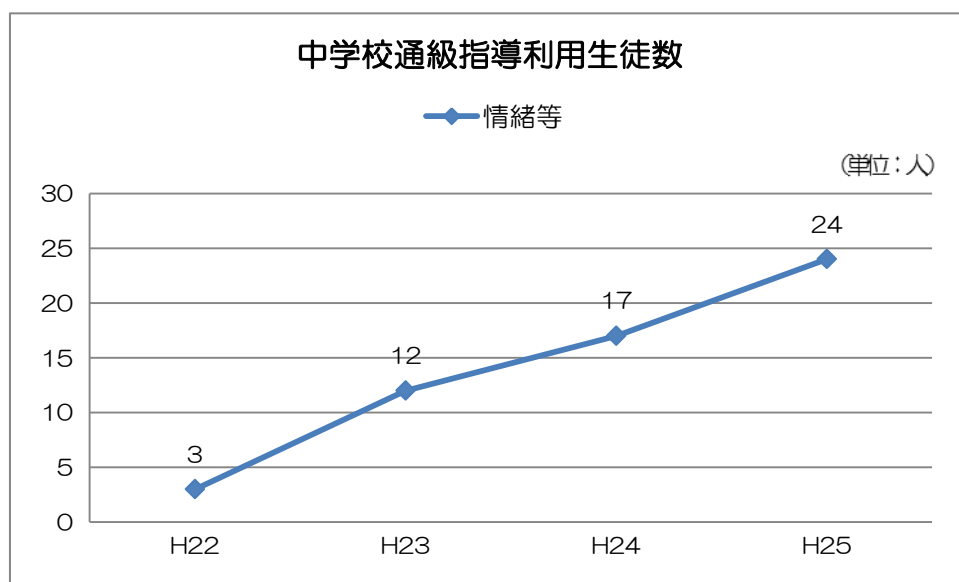
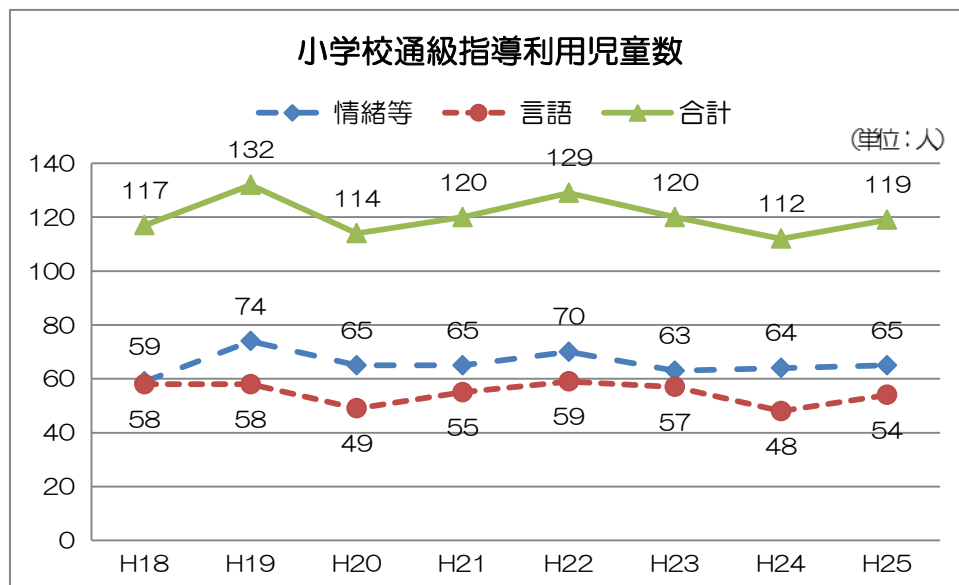
		固定制(知的)	固定制(自閉症・情緒)	通級(情緒等・言語)
1	田無小学校	昭和 36 年	昭和 59 年	
2	保谷小学校			平成 14 年(言語)
3	保谷第一小学校			平成 20 年
4	保谷第二小学校			
5	谷戸小学校			平成 13 年
6	東伏見小学校			平成 17 年
7	中原小学校	昭和 36 年	昭和 51 年	
8	向台小学校			
9	碧山小学校			
10	芝久保小学校			平成 18 年(言語)
11	栄小学校			
12	泉小学校			
13	谷戸第二小学校			
14	東小学校	平成 17 年	平成 26 年	
15	柳沢小学校	平成 26 年	平成 26 年	
16	上向台小学校			
17	本町小学校			
18	住吉小学校			
19	けやき小学校			
1	田無第一中学校	昭和 36 年	平成 12 年	
2	保谷中学校	昭和 38 年	昭和 38 年	
3	田無第二中学校			平成 22 年
4	ひばりが丘中学校			
5	田無第三中学校			
6	青嵐中学校	平成 26 年	平成 26 年	
7	柳沢中学校			
8	田無第四中学校			
9	明保中学校			

西東京市における固定制の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移



固定制の特別支援学級の児童・生徒数は、小・中学校ともに増加傾向にあります。これは、特別支援教育に関する理解が進んだことによるものと考えられます。特に、中学校においては、通常の学級での学習面や生活面での困難さが表面化する段階での選択肢として、急激に増加してきています。

西東京市における通級指導利用児童・生徒数の推移



通級を利用している児童・生徒数は、小学校ではほぼ横這いですが、中学校では、通常の学級での不適応が表面化する事例も多く、急激に増加しています。

平成 32 年まで児童・生徒数が増加していくと推定（文部科学省調べ）されており、固定制の特別支援学級を平成 26 年度に増設しましたが、中学校の通級についても増設の準備を進める必要があります。

(3) 不登校に関する教育支援

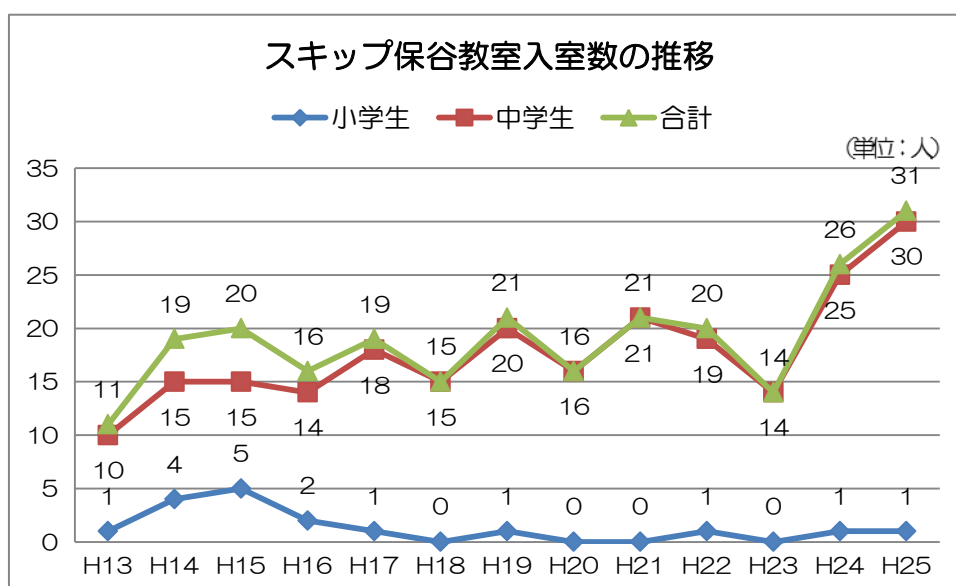
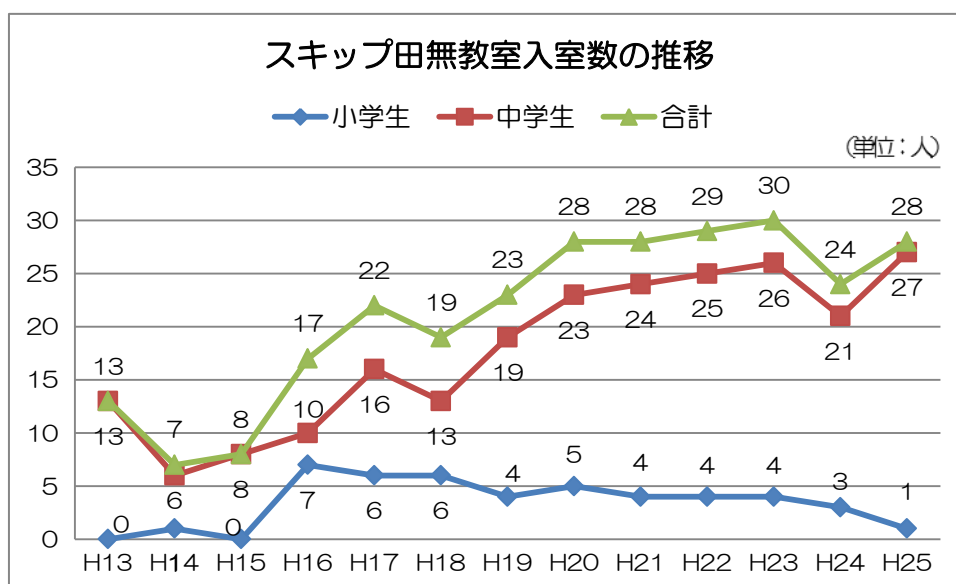
一人ひとりを大切にする教育を推進するためには、多様な教育資源を整備することが必要です。当市では、不登校児童・生徒が通うための¹⁴適応指導教室「スキップ教室」を 2 教室と、高校生の年齢までを対象とした不登校ひきこもり相談室¹⁵「Nicomo ルーム」を 1 室設置しています。

① 適応指導教室

適応指導教室の設置状況

年 度	内 容
昭和 63 年	田無市中学校相談学級を田無市立芝久保小学校内に設置
平成 元 年	保谷市スキップ教室を保谷市立保谷小学校北側別棟に設置
平成 13 年	合併によりスキップ教室として統合。それぞれ、スキップ田無教室、スキップ保谷教室と改名
平成 16 年	スキップ田無教室を西原総合教育施設に移設

適応指導教室「スキップ教室」の現状



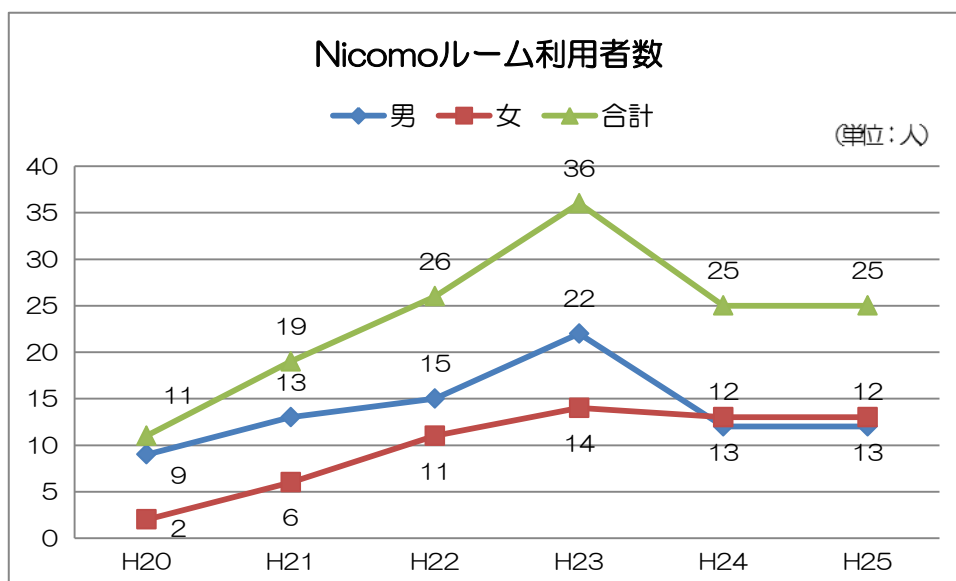
適応指導教室は入室者数が急激に増加しています。不登校児童・生徒のうち、3割程度が入室していることとなります。特に中学生の入室数が増加している要因として、高校進学を意識していることがあげられます。

②不登校ひきこもり相談室

不登校ひきこもり相談室の設置状況

年 度	内 容
平成 20 年 12 月	東京都ひきこもりセーフティネットモデル事業として西原総合教育施設3階に「Nicomo ルーム」を開室
平成 23 年 3 月	東京都ひきこもりセーフティネットモデル事業終了
平成 23 年 4 月	西東京市の単独事業として継続

不登校ひきこもり相談室「Nicomo ルーム」の現状



不登校ひきこもり相談室は、高校生の年齢までを対象としています。家庭訪問や居場所や学習の場の提供、イベント開催、デイキャンプ実施など、様々な活動を行っており、子どもや家庭の状況に応じた対応を行っています。

(4) 日本語指導に関する教育支援

① 日本語適応指導

日本語を母語としない児童・生徒の学校での学習や生活を助けるため、在籍校に一定時間指導員を派遣しています。

② 関係機関との連携

NPO 法人の子どもの日本語教室等と連携し、児童・生徒の学校生活への適応のための支援を行っています。

3 発達障害に関する教育の問題及び背景

(1) 発達障害に関する教育への注目

特殊教育から特別支援教育への転換、発達障害者支援法などに基づく様々な施策も進められ、発達障害に関する教育に注目が寄せられています。東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」のなかで、知的な遅れのない¹⁶自閉症・¹⁷情緒障害のための固定制学級、特別支援教室とその拠点となる通級指導学級の3層構造による発達障害への教育を進めるという構想を提案しました。

(2) 情緒障害教育の変遷と現状

自閉症の対応策として、東京都で初めて「情緒障害学級」がスタートしたとき、自閉症は母子関係の障害によって引き起こされる重い情緒障害ととらえられていました。その後、自閉症は脳の器質的原因によるものとする考え方に変わりましたが、学級の名称は継続的に使用されました。国では、平成14年度に、情緒障害者を対象とする特殊学級と通級による指導について、その対象を「自閉症」、「心理的な要因による¹⁸選択性緘黙等」としました。平成18年度には、通級による指導の対象を、¹⁹学習障害者、²⁰注意欠陥多動性障害者、自閉症者、情緒障害者とし、さらに平成21年度には、情緒障害の特別支援学級における障害種を明確化するとして、「情緒障害者」を「自閉症・情緒障害者」と改めました。このように「情緒障害」という用語は、その内容が時代とともに変化してきたと言えます。

ここ数年、通級や、通常の学級での指導において、課題として浮上している点は、親子関係や家庭環境など環境の要因が原因として考えられるケースの増加です。落ち着きがない、指導についていけないなどのほか、言動にも課題が大きく、教室での適応が難しくなっていたり、学習面での落ち込みが大きいなど、個別の支援のニーズが高いケースです。医療、心理、家庭支援など様々な領域からの支援が必要なことも多いですが、「情緒障害教育」という枠組みで支援につながり、現状を支えているという現実があります。

(3) 西東京市の状況

当市では、養護学校義務化以前の昭和30年代後半(旧田無町、旧保谷町時代)から、知的障害学級のほか情緒障害学級を設け、障害のある児童・生徒を幅広く受けとめ、その後、状況に応じて教育実践を展開し現在に至っています。

現在は、発達障害に関する学齢期の支援として、1)固定制の特別支援学級(知的・情緒)、2)情緒障害等通級指導学級、3)通常の学級における支援があり、教育相談、適応指導教室なども大きく関連した取組を行っています。

固定制の特別支援学級への就学や転学及び通級の利用に際しては、就学支援委

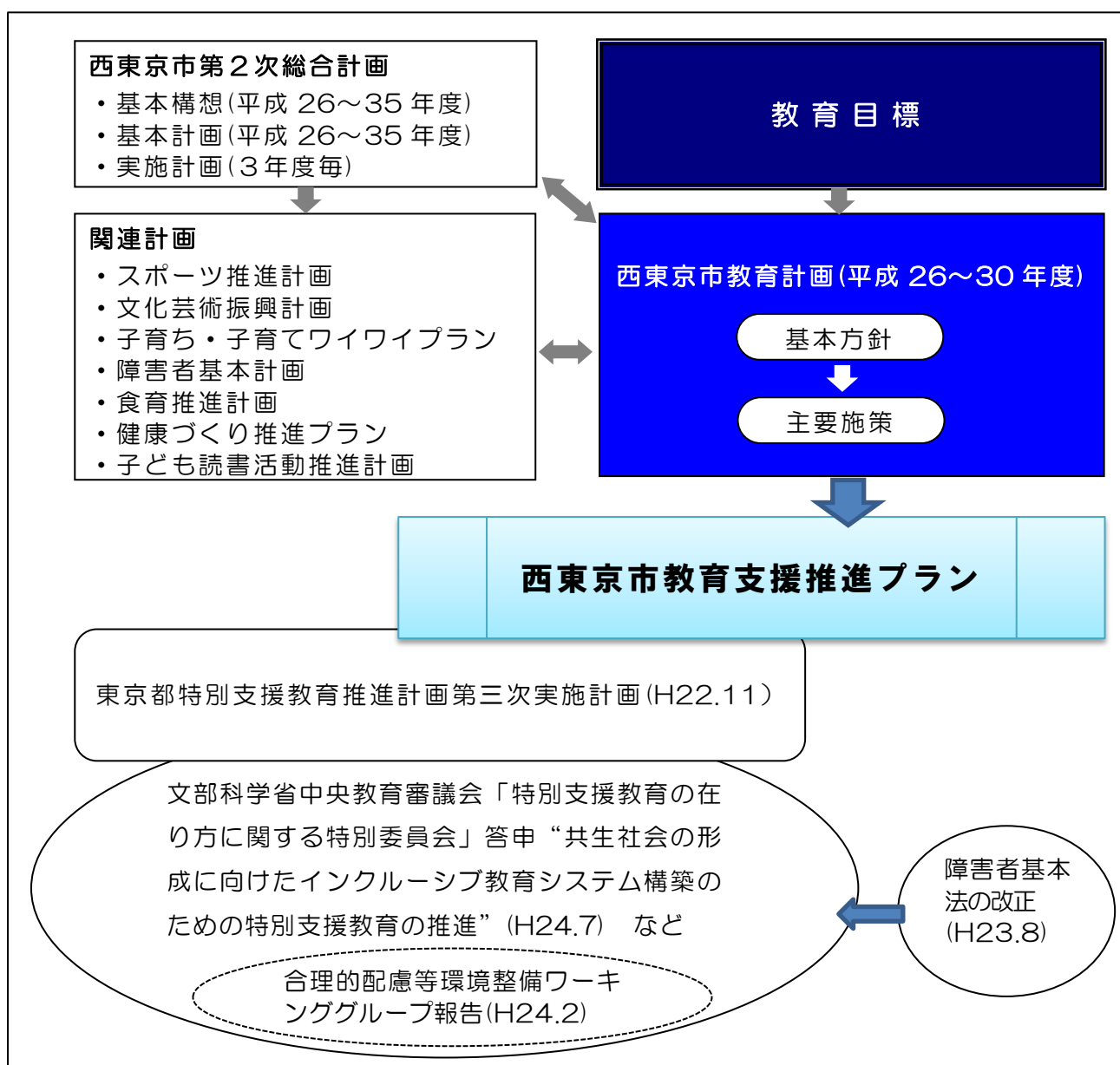
員会及び通級入級委員会がそれぞれ開かれ、個別のケースについての検討・判断が行われています。今後は、教育実践内容が最新の実情にこたえうるものになっているか、全体的な視点から見直し検討を進めていく必要があります。

第2章 西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方

1 西東京市教育支援推進プランの位置づけ

東京都の動向を踏まえて、西東京市特別支援教育検討委員会及び作業部会で検討し、専門家チームからの意見をいただきながら「西東京市特別支援教育検討委員会平成24年度における検討経過報告書」をまとめ、現在の課題を整理しました。それに基づき今後の方向性を明確にして、「西東京市第2次総合計画」（平成26年度～平成35年度）、「西東京市教育計画」（平成26年度～平成30年度）に反映させました。これらを踏まえ、具体的施策を表したものが、この「西東京市教育支援推進プラン」です。本プランの位置付けは下図のとおりです。

西東京市教育支援推進プランの位置づけ



(1) 西東京市第2次総合計画（平成26年度～平成35年度）

総合計画において、創1「創造性豊かな子どもたちが育つために」の分野に「一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします」という目標を立て、「学校教育の充実」（創1-3）として「特別支援教育の充実」（創1-3-2）と「教育相談機能の充実」（創1-3-3）を掲げました。さらに、その主要事業として「個に応じた教育支援の充実」「教育相談機能の充実」「適応指導教室の充実」を実施計画の対象としました。総合計画に掲げた視点に基づき、次の西東京市教育計画が策定されています。

(2) 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）

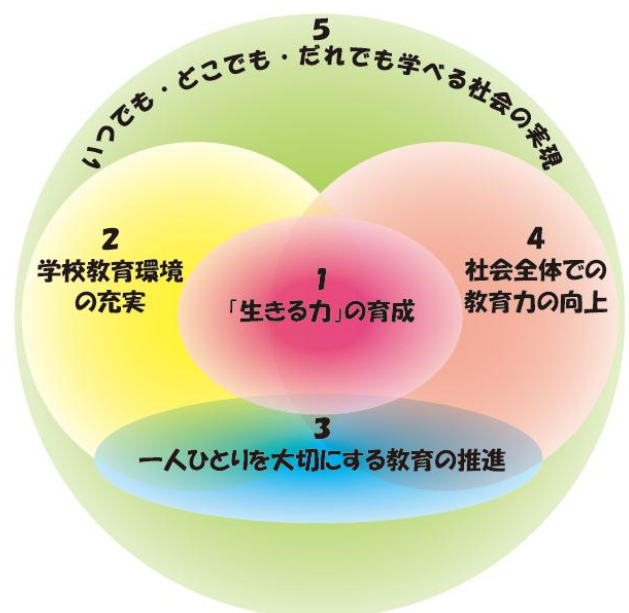
「生きる力」の育成」は、すべて

の教育の核になるものであり、教育計画においても中心に位置するものです。

「生きる力」を育成するためには、「学校教育環境の充実」と「社会全体での教育力の向上」が不可欠であり、これらを横断するものとして「一人ひとりを大切にする教育の推進」が必要です。こうしたことを踏まえ、「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現」を目指していく西東京市の姿勢を、イメージ図として表しました。

この中の、**3「一人ひとりを大切にする教育の推進」**に基づき、本プランを策定しました。

【計画の基本方針イメージ図】



2 西東京市教育支援推進プランの期間

「西東京市教育支援推進プラン」は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画です。

3 西東京市教育支援推進プランの基本方針

基本方針1 通常の学級での個に応じた支援の充実

平成19年に、心身障害教育が特別支援教育と名前が変わりました。それは、通常の学級に在籍する知的遅れのない発達障害の児童・生徒も特別支援教育の対象とし、指導や支援を行うという大きな転換でした。通常の学級においては、特別な支援を要する児童・生徒が6.5%（40人学級で2、3人）在籍しているという結果が平成24年に示されました。その要因は様々です。発達障害は、あるなしで線引きするのが難しく、心理的要因を含んでいる場合もあります。児童・生徒一人ひとりが抱える様々な生活上又は学習上の困難さなど表面化している問題の背景を理解した上で、必要な教育的支援をきめ細かく行っていくことが必要です。また、本人だけが困っていて目立った問題行動がない場合、周囲の教員や保護者が気づかないでいる場合もあります。

そこで、学校で指導を進めていく中での教員による「気づき」と、家庭やここまでの支援機関の支援・指導についての情報の引き継ぎ、それらの情報を整理し学校が組織として共有することを、確実に行っていきます。また、情報を整理、分析して対応策の方針を立て、具体的な支援を円滑に展開して、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）にのっとった支援の発展と継続を目指します。東京都教育委員会では、「特別支援教室」の構想を打ち出しており、平成24年度からモデル事業を実施している状況です。これらの動向も踏まえつつ、当市では、上記支援の考え方に沿って校内支援体制を充実させ、さらに、学校単位の問題でなく、教育委員会全体で対応していくシステムを構築していきます。

基本方針2 特別支援学級の発展と充実

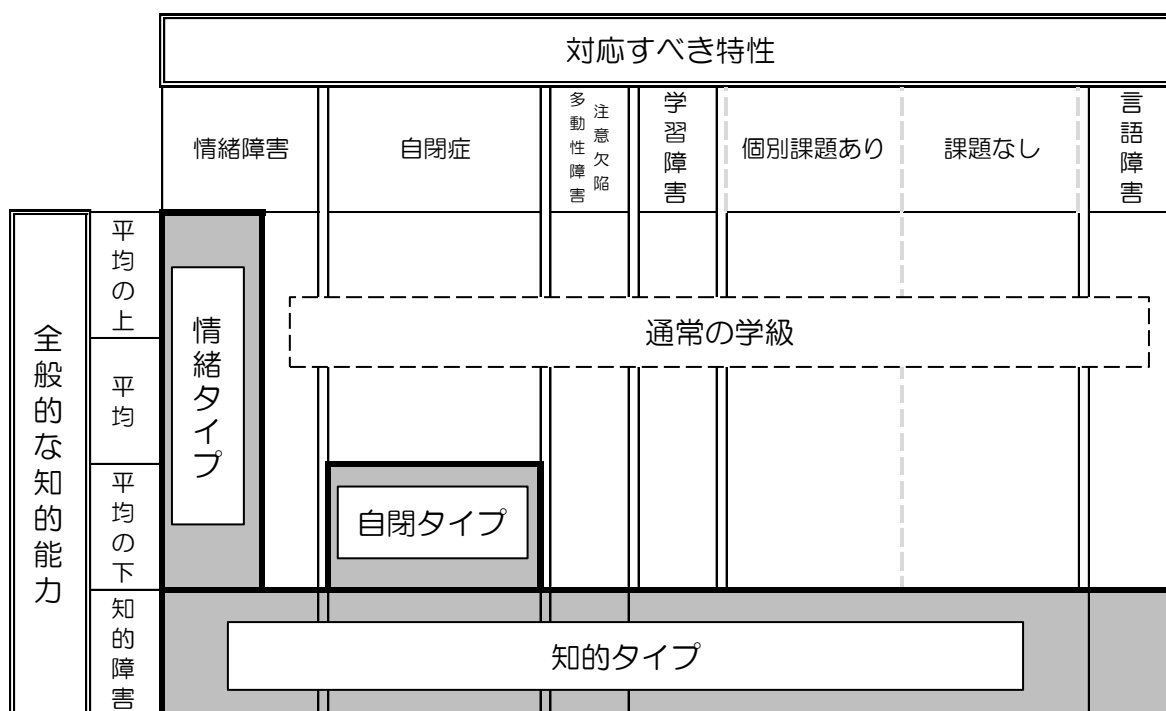
当市においては、固定制の特別支援学級が、その時々の児童・生徒の実態に応じて、長年に渡り実践を積み重ねてきました。この間、「障害」をめぐる考え方の変化や、児童・生徒の実態、社会の変化に伴い、制度もいくつもの変更を経てきています。現在の当市の特別支援学級のあり方が、変更されてきた制度にかなったものになっているか、あるいは、最新の实情にこたえうるものになっているか、全体的な視点から見直すことが必要になってきています。

そこで、個のニーズに応じた支援を考えていくに当たり、障害のあるなしにかかわらず、すべての小・中学生について次ページの図のように整理しました。固定制の特別支援学級については、以下の知的タイプの学級と自閉タイプの学級を設置し、さらに、情緒タイプの学級の設置を検討していきます。

(1) 個のニーズの全体構造図と3タイプの固定制の特別支援学級の設置

すべての小・中学生について、全般的な知的能力を縦軸に、対応すべき特性を横軸に整理したものを次の図に示しました。また、固定制の特別支援学級の三つのタイプを図の中に示し、続けて解説します。

すべての小・中学生についての個のニーズの全体構造図



① 知的タイプ 「知的障害学級」

知的障害に対するサービスを利用して生活自立を目指すことを将来像として教育が計画されます。一人ひとりの児童・生徒の実態に応じて目標設定されますが、障害者雇用制度を利用した就労、福祉就労などが目安になります。

年齢を重ねることにより状態像が変化した場合には、特別支援学校や、自閉症・情緒障害特別支援学級へ転籍することも考えられます。中学校卒業段階では、特別支援学校高等部進学を選択することが多く、高等部にも、普通科、就業技術科の二つの選択肢があり、生徒の実態に合わせた進路指導が求められます。また、横軸に示されるように、情緒障害、自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害、言語障害の要因を併せ持つケースもあり、それぞれの特性をとらえ、指導上の配慮、内容や集団編成などの教育課程上の工夫で対応していきます。

言語障害については、専門家や、言語障害通級指導学級「ことばの教室」と連携し、学級内での個別指導の可能性を追求します。

② 自閉タイプ 自閉症を中心とする「自閉症・情緒障害学級」

この児童・生徒は、

- a；通常の学級での学習や生活への適応が困難であること
 - b；知的障害学級の対象とならないこと
 - c；「自閉症・情緒障害」の課題のうち、「自閉症」の課題が中心となること
- この三つの状態にあるものです。

この範囲の児童・生徒の高校選択や就労への道筋は、今のところ明確に確立されていないと言えます。自閉症スペクトラム障害の診断を受けていても、通常の学級での学習や生活におおむね適応できる場合は、通級指導を利用して、現在や将来にわたる課題について取り組んでいくこととなります。また「知的障害」としての教育、福祉等の支援を受けることができる場合は、自閉症の課題を併せ持っている、そうした進路を想定して取り組まれる教育を選択する場合があります。

低学年から高学年、高学年から中学校という移行では、「自閉タイプの学級から通級利用を伴う通常の学級へ」「自閉タイプの学級から知的タイプの学級へ」といった変更も考えられます。

自閉タイプの範囲の児童・生徒は、基本的な能力の低さや、認知特性による学びにくさ、それを誘因とする二次障害としての学習意欲のなさなどにより、教科学習の到達度は低いのが実情です。知的障害にも共通することですが、一人ひとりの到達段階、認知特性をとらえて、学習を進めて行くボトムアップの発想と、進路を想定して、そこで求められる力を目標とするトップダウンの発想を合わせて学習を計画していきます。また、自閉症スペクトラムの根本的な困難とされる対人関係、コミュニケーションや状況に応じた行動などの課題についても取り組んでいきます。それらの課題に対しては、特設の時間を設定する方法もありますが、すべての教育活動を通してのアプローチも進めていきます。

③ 情緒タイプ 情緒障害を中心とする「自閉症・情緒障害学級」

これまでの数十年の歴史の中で、「情緒障害」はその意味合いを変化させながら推移してきました。この言葉は現状では、行動上の問題を示す児童・生徒をとらえるときに使われることが多く、指導上の困難という現象に引きずられてきました。行動上の問題への指導の困難さという視点ではなく、児童・生徒のかかえる課題の根本をとらえることが重要です。そして、心理的要因の関与が大きい場合のケースを対象とする学級を考える必要があります。これに関しては、入級の判断以前に、アセスメントを今まで以上に深めておく必要があります。心理相談の初期対応、医療機関との連携を経たうえで入級を決定する流れが大切です。また、他の障害種別以上に環境調整への配慮が必要となります。

具体的に進めるには心理的要因への対応が重要な課題となるので、教員の力だ

けでなく、学校外の医療・心理の専門機関との連携を仕組みとして用意しておく必要があります。まずは、教育委員会の心理専門職員、医療面での専門家チーム委員の関与を位置づけていきます。

器質的な要因に由来する障害種別とは異なり、心理的要因によるものは、児童・生徒の成長・発達や、環境状況の改善等により、問題の改善が図られることもあります。長期目標の中に、学級を変更する可能性も見込んで、他の特別支援学級、通級指導、通常の学級との連携も図っていきます。通級の利用を伴う通常の学級へと移行する場合は、設置校の通常の学級への移行ではなく、児童・生徒の居住地の学校への移行を前提に、連携する仕組みを整えていきます。

基本方針 3 教育相談の発展的展開

一人ひとりの個に応じた支援を充実させるためには、教員や保護者の「気づき」から始まり、それを共有したうえで、その問題の要因を的確に把握することが必要です。発達障害が注目され、子どもの学習・行動面の問題を脳機能でとらえる視点がひろまり、きめ細かい指導・支援が可能になりつつありますが、子どもの成長に影響を及ぼしているその他の複雑な要因、例えば情緒的親子関係や愛着障害などの目を向けにくい心理的要因もあわせてとらえていかなければなりません。子どもの全体像を理解する高い専門性のある相談員を配置している体制を維持していきます。

将来、一人ひとりが社会に参加し、自分で決めて行動できる大人に成長していきけるようにするためには、安心・安全な環境と、自己肯定感を育むこと、他者の存在や感情、周囲の状況に対する感受性や共感性を高め、心豊かな人として育てること、人間関係形成能力や自己表現力を育てることも必要です。そのために、心理的支援が必要となる場合もあります。

教育相談センターでは、これまで、子ども、保護者や関係者が庁舎を訪ねる「来所」による方法と、相談員が学校や保育園、家庭などに出向く「アウトリーチ」の方法の二つを両輪として運営を進めてきました。事故や災害などの突発的な事態には、子どもたちの心理的ケアを最優先に考えなければならず、両輪による運営は不可欠であり、今後も柔軟に展開させ、充実を図ります。

また、問題の早期発見、早期対応や、複雑で困難な状況に対応するためには、庁内にある様々な支援機関が有機的につながっていることが必要です。部局を超えて、庁内各課をつなぐ相談事業連絡会などを活用し、縦断的かつ横断的なネットワークを構築していきます。

基本方針 4 教育実践を支える情報活用と研修等の充実

個に応じた指導の充実を図るために、教員を対象とした様々な研修を行い、一人ひとりを大切にする教育の推進について、すべての教員に浸透させます。そのために、教育委員会による体系的な研修、各学校での実践研究・研修、専門家派遣を受けての²¹OJTの充実などを推進します。

多くの教育課題がある中で、効率的に支援、指導に取り組むためにも、各学校の実践の成果を共有できるよう、教育委員会が中心となって情報収集と情報発信を行っていきます。

第3章 具体的な施策展開

1 通常の学級での個に応じた支援の充実（基本方針1に係る施策）

（1）各学校の校内体制を充実させる市全体のシステムの構築

施策1 教育支援ツール（一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画などの統一様式）の活用を進めます。

- ① 平成26年度に教育支援システムを構築し、個に応じた教育支援を進めるための教育支援ツールとして活用します。アセスメントを重視し、対応プランメニューから校内支援の具体的方策を選択し、外部機関との連携も組み込みやすくします。
- ② 適切な情報管理の中、教育支援ツールを活用して、学校内で情報共有を図り、学年替わりで指導に関する情報が確実に引き継がれるようにします。
- ③ 保育園や幼稚園、療育機関等の就学前機関から小学校への入学時や、小学校から中学校への進学時に、保護者の承諾のもと、就学支援シートや教育支援ツールを活用して、指導に関する情報が確実に引き継がれるようにします。
- ④ 教育支援ツール（市内統一様式）を用いて、学校が、教育委員会からの専門家派遣を効率的、効果的に利用できるようにします。

施策2 教育委員会からの専門家派遣による支援を行います。

- ① 教育委員会から専門家チームや教育支援アドバイザー、巡回相談員等を学校に派遣し、校内委員会や校内研修等を支援します。
- ② 派遣された専門家が、教育支援ツールを活用して、学校の個別指導計画作成を支援します。
- ③ 巡回相談員は、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーと協力し、教育委員会や庁内各課の支援機関との円滑な連携を支援します。

施策3 不登校未然防止対策を進めます。

- ① 全小・中学校の教員で構成される不登校対策委員会において、小・中で連携した情報交換や、小中連携シートにより、中学校での急増する不登校を未然に防止します。また、研修等の充実により、教員の不登校への理解を深め、対応強化を図ります。

- ② 不登校対策委員会への関係機関職員の参加により、学校と関係機関との連携を強め、多方面からの不登校支援を充実させます。
- ③ 教育支援ツールを用いて、校内全体で情報を共有して、組織的な対応を図ります。

(2) 多様な教育資源の拡充

施策4 校内支援の充実を図ります。

- ① 指導補助員などの人材活用について、配置対象者の選定、指導目的の明確化、指導効果の検証等により、効果的なあり方を検討していきます。
- ② 東京都の「特別支援教室構想」の動向を踏まえつつ、校内体制を充実させる仕組みの一つとしての当市の「特別支援教室」を検討していきます。

施策5 通級指導の充実と設置を検討します。

- ① 通級指導については、小集団指導と個別指導をバランスよく組み合わせたこれまでの成果を発展させる仕組みを作っていきます。教育支援ツールを活用し、在籍校との連携強化を図ります。
- ② 「ことばの教室」が、全小学校へのスクリーニング（指導が必要かどうかを確かめること）や巡回指導を実施して、早期対応や柔軟な指導体制を構築します。
- ③ 中学校「通級」の増設について検討していきます。

施策6 適応指導教室や不登校ひきこもり相談室を充実させます。

- ① 適応指導教室「スキップ教室」において、児童・生徒の心や生活の安定、個に応じた学習指導、自己理解プログラムや職場体験等を取り入れたキャリア教育等の充実を図り、学校復帰や社会的自立を支援します。
- ② 不登校ひきこもり相談室「Nicomo ルーム」において社会的自立に向けたより効果的な支援方法を研究していきます。また、学校・関係機関との連携強化や周知の徹底により、対象者を把握しやすくしたり、情報発信の工夫により対象者の関心を高めることなどを目指していきます。
- ③ 他部局の青少年支援事業との連携を強化し、情報交換や共同活動を行い、当市の若者支援を充実させていきます。

施策 7 外国語を母語とする児童・生徒への教育を充実させます。

- ① 日本語を母語としない児童・生徒の学校生活への適応を支援する日本語適応指導の充実を図るとともに、NPO 法人の運営する子どもの日本語教室と定期的な情報交換等を行い、連携を図っていきます。

2 特別支援学級の発展と充実（基本方針 2 に係る施策）

（1）知的障害教育の充実と学級の整備

施策 1 知的障害教育のあり方の明確化と教育内容の充実を図ります。

- ① 知的タイプ（小学校 A 学級、中学校 I 学級）の教育活動について検証・改善を図るとともに、研修や OJT により、教員の指導力を向上させることで指導内容の充実を図ります。
- ② 児童・生徒の人数や実態に応じた教育内容を支える教材、教室や特別教室などの施設・設備について調査・研究をしていきます。
- ③ 対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、市内でのバランスを配慮しつつ学級開設整備の検討を行います。

（2）自閉症教育の充実と学級の整備

施策 2 自閉症教育のあり方の明確化と教育内容の充実を図ります。

- ① 自閉タイプ（小学校 B 学級、中学校 J 学級）の教育活動について検証・改善を図るとともに、研修や OJT により、教員の指導力を向上させることで指導内容の充実を図ります。
- ② 児童・生徒の人数や実態に応じた教育内容を支える教材、教室や特別教室などの施設・設備について調査・研究をしていきます。
- ③ 対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、市内でのバランスを配慮しつつ学級開設整備の検討を行います。

(3) 情緒障害教育の充実と学級の整備

施策3 情緒障害教育のあり方の明確化及びその充実を図ります。

- ① 情緒タイプ（心理的課題）の固定制特別支援学級の必要性の周知と設置について検討を進め、対象児童・生徒数の動向を注視し、学級のあり方や設置に向けた準備を行っていきます。
- ② 情緒タイプの教育課程や様々な連携の仕組みについて調査・研究を進めていきます。

(4) 副籍制度による交流等の実施の支援

施策4 都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒の利用を原則として、副籍制度の推進・充実を図ります。

- ① 都立特別支援学校に在籍している児童・生徒や保護者に、副籍制度の周知を徹底します。
- ② 具体的な交流活動の実施に当たって、児童・生徒、保護者等の意向を聞き取る体制を整えます。

施策5 副籍制度に基づく交流活動を充実させます。

- ① 地域とのかかわりを維持・継続していけるような交流の方法や内容を検討し、充実を図ります。

3 教育相談の発展的展開（基本方針3に係る施策）

(1) 相談機能の充実

施策1 専門性の高い適切な理解と支援により、子どもの健全な発達・成長を支えます。

- ① 専門的な理解に基づく方針の決定と適切な支援、子ども・保護者・教員等関係者へのわかりやすい説明の工夫等により充実を図っていきます。

- ② 臨床心理士による専門性の高いカウンセリングや²²プレイセラピーなどの心理的援助を充実させます。
- ③ 適切な就学の推進を図るため、一人ひとりの教育的ニーズをとらえて丁寧な相談を進めていきます。

施策2 研修やOJTの充実による相談員の専門性向上を目指します。

- ① 相談員等に対し、各領域に精通した精神科医や臨床心理士等による研修や、日常的な事例検討会（ケースカンファレンス）の充実を図ります。

施策3 社会の情勢や変化をとらえ、その課題にこたえていく専門性を向上させます。

- ① 事件・事故や災害等の際の、子どもや家族に与える影響を的確にとらえた対応や、緊急支援の体制等の充実を図ります。
- ② 子どもの家庭環境や福祉的課題等に対し、関係機関との連携を図りながら、²³スクールソーシャルワークを充実させていきます。

（2）部局横断的ネットワークの充実

施策4 子どもに関する様々な問題の早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制を目指します。

- ① 庁内にある様々な領域の支援機関が有機的につながって機能できるよう、相談事業連絡会などを活用して連携体制を強めていきます。
- ② 特別な支援を要する子どもに関しては、乳幼児期から学齢期、就労、高齢期までの連続した支援をめざし、移行支援のあり方を検討していきます。

施策5 学校入学前後の支援の継続に関する取組を充実させます。

- ① 就学支援シートの活用や支援アドバイザーの派遣、教育支援ツールを活用した情報の引き継ぎ等、学校入学前後の支援の継続に関する取組を充実させます。

4 教育実践を支える情報活用と研修等の充実(基本方針4に係る施策)

(1) 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展

施策1 教員等の研修を充実していきます。

- ① 職層ごとの課題に応じた研修や連絡会等、教育委員会主催研修の体系化を図ります。併せて、校内委員会への専門家派遣によるOJTを充実させます。

施策2 小・中学校での教育実践の充実のため、情報を発信していきます。

- ① 教員の連絡会をはじめ、校務支援システム等を活用して、教育実践例や教材などの情報を発信していきます。
- ② 教育支援ツールを活用して実践した指導・支援例について、特別支援教育コーディネーター連絡会等を通じて、市全体で共有を進めます。

施策3 小・中学校での教育実践を支えるための仕組みを充実させます。

- ① 指導・支援の引き継ぎ、教育実践例の共有等のための教育支援ツールの活用の有効性・利便性の検証を行っていきます。

第4章 おわりに

この「西東京市教育支援推進プラン」の策定にあたっては、これまでの取組の経過や、平成22年8月に設置した「西東京市特別支援教育検討委員会」の検討結果、西東京市教育計画策定のためのアンケート調査結果、平成26年2月実施の教育講演会などでいただいた市民の皆さまのご意見も取り入れてきました。また、特別支援教育に関する専門家チーム会議においては、専門的視点から多くの助言をいただきました。

本プランの内容を確実に進めていくためには、市民の皆さま、教職員及び関係者に深く知っていただくことが大切です。保護者向けのリーフレット、並びに教員向けの解説書の作成や説明会を開催し、周知に努めてまいります。また、年度ごとにプランの達成状況の把握と必要な研究・検証を行うために、「(仮称)西東京市教育支援推進委員会」(平成26年度～)を設置します。今後とも、西東京市の教育支援の推進について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆◆資料編◆◆

- 1 用語解説
- 2 西東京市特別支援教育検討委員会設置要領
- 3 西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿
- 4 西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿
- 5 西東京市特別支援教育専門家于一人委員名簿

1 用語解説

1 中央教育審議会

文部科学省に置かれている審議会で、文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えて創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べることを目的とする。教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学、スポーツ・青少年の5つの分科会がおかれている。

2 特別支援教育

障害のある児童・生徒だけでなく全ての児童・生徒を対象に一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導・必要な支援を行う教育。

3 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第24条より）。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である（中央教育審議会より）。

4 特別支援学級

通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために編成された学級で、固定制と通級制の学級がある。

5 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

6 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法第2条第1項より）。

7 個別の教育支援計画

児童・生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、対応を進めるために作成する。学校が方針を定め、保護者や他の支援機関との連携を進め、指導の効果をあげるために活用する。

8 副籍制度

特別支援学校の児童・生徒のうち、希望者が居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

9 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などを担う職名。

10 専門家チーム

学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等の障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行うため組織し、教育委員会及び小・中学校に対して専門的意見を提示し、特別支援教育の推進に関する指導及び助言を行う。

11 特別支援教室構想

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で示されている新構想で、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶとともに、より円滑に集団生活に適応できるよう、対人関係のスキルなどに関して一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として各小・中学校に設置する教室。

12 通級指導学級

小・中学校に設置されている特別支援学級の一つ。通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症児、情緒障害児（選択性緘黙等）、学習障害児、注意欠陥多動性障害児を対象とする。指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能）としている。

13 教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたもの。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれる。教育委員会が全市立小・中学校をバックアップしていく際のツール（道具）としても機能する。

14 適応指導教室

様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒が、毎日通える教室。指導員との関わりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲を育て、学校復帰を目指すことを目的とする。

15 「Nicomo ルーム」

西東京市不登校ひきこもり相談室のこと。不登校やひきこもりの状態にあるおおむね18歳までの児童・生徒、保護者が、相談したり居場所として通うことのできる場である。学習や運動、調理、園芸などの活動を設けており、自分のペースで過ごしたり、興味のある活動やイベントに参加することを通じて、本人の心理的成長を促す。来室相談以外に、家庭訪問やメール・手紙での相談等、様々なアプローチで支援を行う。

16 自閉症

医学的には広汎性発達障害に含まれる障害。人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られること、言語の発達に遅れや問題があること、興味や関心が狭く、遅くとも3歳くらいまでに症状が見られる。これらの特徴は、軽い程度から極めて重い程度まで見られ、個々の状態像も多様である。多くの場合、知的障害を併せ有している。自閉症の中で知的障害のないものを高機能自閉症と呼び、言語や知的には問題のないものをアスペルガー症候群としている。脳の中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

17 情緒障害

継続的な人間関係のあつれきや幼少期からの不適切な成育環境などの心理的要因により、社会生活への適応が困難である状態。

18 選択性緘黙

心理的な要因によって、特定の状況下で音声や言葉を発せず、学業等に支障がある状態のこと。発声器官等に器質的・機能的障害はなく、言語の習得・理解には問題がないことに留意する必要がある。原因は、集団に対する恐怖、人間関係のあつれき等が指摘されている。

19 学習障害 (LD : Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。要因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

20 注意欠陥多動性障害 (ADHD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

21 OJT

On the Job Training の頭文字を取ったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性」「理解度」「気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。

22 プレイセラピー

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）との関わりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法。

23 スクールソーシャルワーク

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行うこと。

2 西東京市特別支援教育検討委員会設置要領

第1 目的

西東京市における特別支援教育の事業の進捗状況の確認や今後の取組みに関する検討を行うため、西東京市特別支援教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は特別支援教育に関する次の事項について、検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育に関する事業の実施状況について
- (2) 特別支援教育に関する今後の施策の考え方について
- (3) その他必要な事項

第3 構成

委員会は、別表の委員をもって構成する。

第4 委員会の委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部特命担当部長をもって充て、副委員長は教育部教育支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 委員会の会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者若しくは職員の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員による作業部会を設置することができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、教育部教育支援課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

別 表（第 3 関係）

委 員
教育部特命担当部長
教育部教育企画課長
教育部学校運営課長
教育部教育指導課長
教育部統括指導主事
教育部教育支援課長
西東京市立小学校の校長
西東京市立中学校の校長

3 西東京市特別支援教育検討委員会委員等名簿

平成 26 年 3 月 31 日

委 員	
1	教育部長兼特命担当部長 櫻井 勉
2	教育部教育企画課長 坂本 眞実
3	教育部学校運営課長 宮坂 哲史
4	教育部教育指導課長 清水 一臣
5	教育部統括指導主事 内田 辰彦
6	教育部教育支援課長 渡部 昭司
7	西東京市立小学校の校長 高野 富（保谷小学校長）
8	西東京市立中学校の校長 西嶋 剛昭（柳沢中学校長）
9	教育支援コーディネーター 渡辺 圭太郎（田無第二中学校主幹教諭）

特別支援教育検討委員会 作業部会座長	渡辺 圭太郎（田無第二中学校主幹教諭） 通級K組 教育支援コーディネーター 専門家チーム委員
-----------------------	---

4 西東京市特別支援教育検討委員会作業部会委員名簿

平成 26 年 3 月 31 日

●作業部会座長：教育支援コーディネーター（田無第二中学校渡辺圭太郎主幹教諭）

◎担当校長：種村 明頼（けやき小学校）・林 祐司（青嵐中学校）

	区 分	所 属	氏 名
A	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
		教育支援アドバイザー	牧野 悦子
			岡田 秀子
		就学相談員	飯利 知恵子
			今野 すみ子
	植松 忠司		
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	小・中特別支援教育コーディネーター	東伏見小学校	宮崎 久守美
田無第四中学校		海老塚 京子	
情緒等通級（小学校）	保谷第一小学校通級しらうめ	高橋 拓也	
情緒等通級（中学校）	田無第二中学校通級K組	中嶋 和恵	

●作業部会座長：教育支援コーディネーター（田無第二中学校渡辺圭太郎主幹教諭）

◎担当校長：古家 新一（保谷第二小学校）・屋宮 茂穂（谷戸小学校）

勝見 俊也（保谷中学校）・大野 雅生（田無第四中学校）

	区 分	所 属	氏 名
B	教育指導課	指導主事	宮本 尚登
	教育企画課	学務係長	中村 幸雄
		学務係	増田 由恵
	教育支援課	就学相談員	深澤 美佐子
			藤井 史子
			郷原 清子
		教育支援アドバイザー	牧野 悦子
			岡田 秀子
	飯利 知恵子		
	専門家チーム委員	東小学校	志村 裕之
	通常の学級	谷戸小学校	栗原 光世
	固定制の特別支援学級	田無小学校わかば学級	熊井 達朗
		中原小学校つくし学級	三宅 順子
		保谷中学校のびる学級	柴山 卓
		田無第一中学校I組	山本 達也
情緒等通級（小学校）	谷戸小学校通級せせらぎ	齋藤 珠恵	
情緒等通級（中学校）	田無第二中学校通級K組	佐々木 千晶	

5 西東京市特別支援教育専門家チーム委員名簿

平成 26 年 3 月 31 日

区 分	所 属	氏 名
医師	メンタルクリニックあんどろ院長	安藤 公
学識経験者	元東京都教育庁指導部心身障害教育指導課長 特別支援教育サポーター「つなぎ」主宰	宮本 紀夫
心理専門家	元福島大学大学院教授 スペースゼロ主宰（臨床心理士）	水野 薫
言語専門家	前 江戸川区教育研究所（言語訓練士）	長濱 ヒサ
特別支援学校教諭	都立石神井特別支援学校	松本 貴子
市立小・中学校長	田無第四中学校	大野 雅生
市立小・中学校の特別支援学級の設置校長	谷戸小学校	屋宮 茂穂
市立小学校の特別支援学級教諭	東小学校あすなろ学級	志村 裕之
市立中学校の特別支援学級教諭	田無第二中学校K組	渡辺 圭太郎
指導主事	教育指導課	宮本 尚登
就学相談員	教育支援課	深澤 美佐子
		藤井 史子
		今野 すみ子
		植松 忠司
		郷原 清子
心理技術職員	教育支援課	宮崎 洋子
		工藤 梨早

西東京市教育支援推進プラン
～ 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて ～
平成 26 年度～平成 30 年度

発行：平成 26 年 5 月

西東京市教育委員会 教育部教育支援課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1
TEL 042-438-4074 / FAX 042-438-2023
メールアドレス k-sien@city.nishitokyo.lg.jp
ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>